

弔慰・災害見舞規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本公衆電話会（以下「本会」という。）定款第5条（2）の事業について、会員及び役員等の死亡に対する弔慰並びに災害に対する見舞いについて、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(弔慰金支出基準)

第2条 会員（協力会員を除く）及び役員等が死亡した場合は、弔慰金・供花または供物（以下「弔慰金等」という。）を別表「弔慰金等支出基準」により支出する。

2 前項により難い場合は、事前に本部へ通知のうえ後刻、会長の承認を得ることとする。

(災害見舞金支出基準)

第3条 会員が次条に定める災害の範囲により家屋等に被害を受けた場合は、3000円を災害見舞金として支払う。

(災害見舞を適用する範囲)

第4条 災害の場合における家屋等の被害は、次の各号を原因として発生した場合に適用する。

- (1) 火災
- (2) 延焼防止のための破壊及び冠水
- (3) 落雷
- (4) 破裂または爆発
- (5) 航空機の墜落もしくは接触または航空機からの物件の落下
- (6) 車両またはその積載物の衝突または接触
- (7) 風害、水害、雪害
- (8) 台風、地震、津波、噴火、大火災等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動されるなどの大被害が発生した場合
- (9) その他災害見舞金の支出を要すると認められるもの

2 ただし、被害が極めて広範囲におよび、本会の支払能力を超える場合は支払いを停止するものとする。

(会務執行中の交通事故等に対する災害見舞金の支出基準等)

第5条 会員及び役員等が、会務執行中に交通事故等のため死傷事故が発生した場合は、次の支出基準により災害見舞金を支出する。

交通事故等の内容	支出基準	備考
死亡した場合	10万円	第2条も併せ適用
全治1ヶ月以上の負傷をした場合	5万円	
全治1週間以上の負傷	1万円	
その他の場合	5千円	

2 会務とは次の各号とし、会務執行中には会務を執行するための通常の経路の往復途上を含むものとする。

- (1) 各種会議
- (2) 関係機関との連絡業務
- (3) 会の上部組織または下部組織との連絡業務
- (4) 受託者指導
- (5) 盗難き損事故発生の場合の立合
- (6) 会の各種催し
- (7) その他前号に準ずる事項

3 交通事故等による死傷事故の認定は、会務の執行を命じた組織の長が社会通念上妥当と認める範囲において決定する。

(確認書類等)

第6条 当該組織の長は、弔慰金・災害見舞金を支出する必要がある場合は、次の書類の提出を受け確認するものとする。

- (1) 弔慰金等は、原則として回葬礼状等又は領収書とする。
- (2) 災害見舞金は、原則として当該組織の長の現認書とするが、会務執行中の交通事故等の場合は、次のとおりとする。

交通事故等の内容	提出する書類等
死亡した場合	医師の死亡診断書等又は写し
全治1ヶ月以上の負傷をした場合	医師の診断書又は写し
全治1週間以上の負傷をした場合	医師の診断書又は写し
その他の場合	当該組織の長の現認書

(支出方法)

第7条 会員及び役員等の該当者が報告されてきた場合は、次により支出するものとする。

1 弔慰金等

別表、弔慰金等支出基準により持参することとするが、これが困難な場合は口座振込等により送金する。なお、供花または供物については適宜措置すること。

2 災害見舞金

所属する組織の長名により持参することとするが、これが困難な場合は口座振込等により送金する。

(決算負担区分)

第8条 弔慰金等及び災害見舞金の決算負担区分は、別表のとおりとする。

付 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。（平成 23 年 11 月 2 日理事会議決）

付 則

この規程は、令和元年 6 月 7 日から施行する。（平成 30 年 3 月 16 日理事会議決）

「別表」

弔慰金等支出基準

組織別	役職名	弔慰金	決算 負担区分	支出名義	弔電	備考
本部	役員等	20,000円	本部または 統括兼務支部	会長名	会長名	統括支部長である 本部理事は、統括兼 務支部負担とする。
統括支部	統括支部長	20,000円	統括兼務支部	会長名	会長名	
	役員等	10,000円	統括兼務支部	統括支部長名	統括支部長名	
支部	支部長	20,000円	支部	統括支部長名	統括支部長名	
	役員等	10,000円	支部	支部長名	支部長名	
	会員	5,000円	支部	支部長名	支部長名	

- (注) 1. 施主が希望する場合は、弔慰金の一部又は全額を供花又は供物に替えることができる。
 2. 弔慰金等の支出については、死亡日より3ヶ月以内とし、重複して支出しないこと。